

貸切旅客自動車乗降場(6番乗り場)の使用申請について

1.使用予約

①利用予定日2ヶ月前から予約が可能となります。申請までに電話にて予約を行ってください。

連絡先: 〒708-8501 津山市山北 520

津山市役所 都市建設部 都市基盤整備課 都市整備係

TEL)0868-32-2097 FAX)0868-32-2155

E-mail: toshikiban@city.tsuyama.lg.jp

2.申請

①電話予約の後メール、FAX、郵送又は直接窓口にて速やかに申請書を提出してください。

※予約後1週間以内に申請書の提出が無い場合は予約を取り消します。

※使用予定日2ヶ月以前の申請は受け付けません。

※原則使用予定日2週間前までに申請を行ってください。

3.使用許可証及び納付書の送付

①使用許可証及び納付書を郵送又は直接窓口にてお渡しします。

4.使用料の納付

①納付期限までに納付をお願いします。

※利用予定日7日以内のキャンセルについては使用料の還付又は納付の取り消しは致しかねます。

5.貸切旅客自動車乗降場(6番乗り場)の使用

①使用の際は使用許可証を持参し、よく目立つ場所に掲示してください。

②使用者は係員に許可証の提示を求められた場合、速やかに提示してください。

貸切旅客自動車乗降場(6番乗り場)の使用申請について

6.使用時間について

①1時間内の【0～15分】【15～30分】【30～45分】【45～0分】の15分毎の4枠としています。

例として10分に到着し、20分に発車する場合は【0～15分】【15～30分】の2枠の使用となります。

7.使用料について

①1発車1台につき500円の使用料が掛かります。

②中型バス(9.0m以下)であれば1枠の使用申請に対して同会社に限り2台まで許可が可能です。ただし、1枠に2台停車の場合は2枠分の料金が発生します。

③2枠まで連続で許可が可能です。ただし、2枠分の使用料が発生します。